

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程
をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第 3 号

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する
規程

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程（平成 4 年秋田市水道
事業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「（会計年度任用職員を除く。）」を削り、同条に次の
1 項を加える。

- 5 前項の規定にかかわらず、育児休業をしている会計年度任用職員の勤
勉手当の支給については、育児休業条例の適用を受ける会計年度任用職
員の例による。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。